

第1. 全体目標と分野別目標 / 第2. 分野別施策と個別目標

全体目標：「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」

「がん予防」分野の分野別目標

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

1. がん予防

- (1) がんの1次予防
 - ①生活習慣について
 - ②感染症対策について
- (2) がんの2次予防（がん検診）
 - ①受診率向上対策について
 - ②がん検診の精度管理等について
 - ③科学的根拠に基づくがん検診の実施について

「がん医療」分野の分野別目標

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

2. がん医療

- (1) がん医療提供体制等
 - ①医療提供体制の均てん化・集約化について
 - ②がんゲノム医療について
 - ③手術療法・放射線療法・薬物療法について
 - ④チーム医療の推進について
 - ⑤がんのリハビリテーションについて
 - ⑥支持療法の推進について
 - ⑦がんと診断された時からの緩和ケアの推進について
 - ⑧妊孕性温存療法について
- (2) 希少がん及び難治性がん対策
- (3) 小児がん及びAYA世代のがん対策
- (4) 高齢者のがん対策
- (5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

「がんとの共生」分野の分野別目標

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

3. がんとの共生

- (1) 相談支援及び情報提供
 - ①相談支援について
 - ②情報提供について
- (2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援
- (3) がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）
 - ①就労支援について
 - ②アピアランスケアについて
 - ③がん診断後の自殺対策について
 - ④その他の社会的な問題について
- (4) ライフステージに応じた療養環境への支援
 - ①小児・AYA世代について
 - ②高齢者について

4. これらを支える基盤

- (1) 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
- (2) 人材育成の強化
- (3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
- (4) がん登録の利活用の推進
- (5) 患者・市民参画の推進
- (6) デジタル化の推進

第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策
- 3. 都道府県による計画の策定
- 4. 国民の努力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

がん対策推進基本計画の見直しのポイント

●がん予防

- ・ 「**がん検診受診率**」の目標について、いずれのがん種においても増加傾向であり、一部のがん種で目標値を達成できたことから、さらなる受診率向上を目指し**50%から60%に引き上げ**

●がん医療

- ・ 「**緩和ケア**」について、すべての医療従事者が診断時から治療と併せて取り組むべきとの趣旨から、がん医療分野の中に記載
- ・ ドラッグラグ等の課題に対し、新たな診断技術・治療法へのアクセスを確保する観点から、新たな技術の「**速やかな医療実装**」に関する項目を新規に追加し、国際共同治験への参加を含め、治験の実施を促進する方策の検討などの取組を推進

●がんと共生

- ・ 治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加する中で、治療に伴う外見変化に対するサポートが重要であることを踏まえ、「**アピアランスケア** (※)」を独立した項目として記載し、拠点病院等を中心としたアピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制の構築等を推進

※医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア

●これらを支える基盤

- ・ 国民本位のがん対策を推進する観点から「**患者・市民参画の推進**」を、医療・福祉・保健サービスの効率的・効果的な提供や、患者やその家族等のサービスへのアクセシビリティ向上の観点から「**デジタル化の推進**」を、新規追加
- ・ 「**全ゲノム解析等実行計画2022**」の着実な推進を記載

東京都がん対策推進計画（第三次改訂）案

東京都がん対策推進計画とは

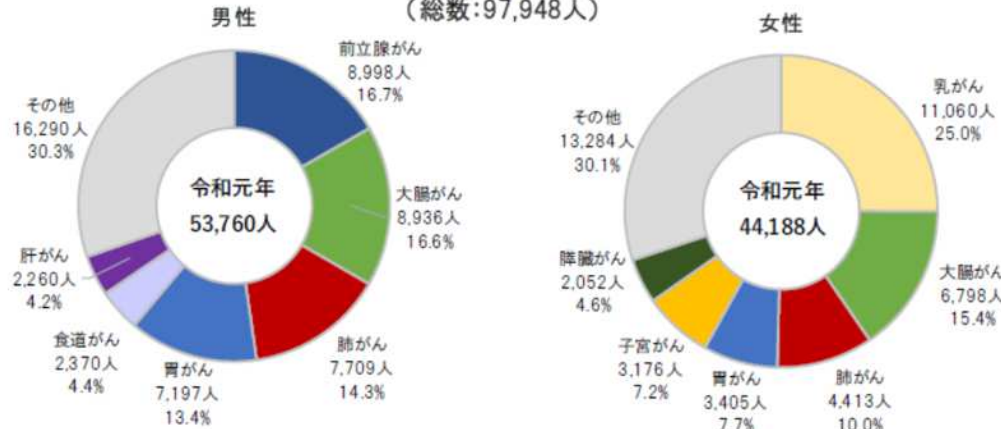
都道府県が、がん患者に対するがん医療の提供状況等踏まえ策定する、がん対策の推進に関する計画（がん対策基本法第12条第1項）

計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間（少なくとも6年ごとに必要に応じて変更）

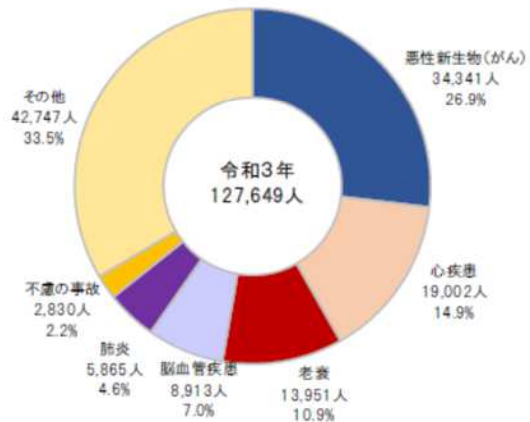
都のがんの状況

東京都の部位別がん罹患数(令和元年)
(総数:97,948人)



出典:「全国がん登録」(厚生労働省)

東京都の主要死因別死亡者数



出典:「人口動態統計(令和3年)」(東京都保健医療局)

- がんの罹患を防ぎ、がんによる死亡を減らすため、がんの予防・早期発見が必要
- がんによる死亡を減らし、患者及びその家族の療養生活の質を向上させるため、適切な医療を受けることができる体制の充実が必要
- 患者及びその家族の療養生活の質の向上を図るため、誰もが社会で自分らしく安心して生活できる環境の整備が必要

全体目標及び分野別目標

「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての都民とともにがんの克服を目指す。」

【がん予防】

科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

【がん医療】

患者本位で持続可能ながん医療の提供

【がんとの共生】

がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築

計 画 の 内 容

第1章 計画改定に当たって

- これまでの国及び都のがん対策、本計画の位置付け及び計画期間・進行管理方法

第2章 がんを取り巻く現状

- 都における死亡・罹患の状況、がん医療に係る地域特性等

第3章 全体目標・分野別目標と基本方針

- 本計画期間におけるがん対策の全体目標とその考え方

第4章 分野別施策

I がん予防

1 がんのリスクの減少（一次予防）

- 生活習慣・生活環境の改善に向けた取組の推進
 - ・ 喫煙率減少、受動喫煙対策の推進
 - ・ がんのリスクを下げる生活習慣・環境づくりの推進
- 肝炎ウイルス、HPV等の感染に起因するがん予防のための取組の推進

2 がんの早期発見（二次予防）

- がん検診受診率60%の達成に向けた区市町村、職域等の関係機関支援及び普及啓発の推進
- 科学的根拠に基づく質の高いがん検診の実施や、精密検査受診率90%の達成に向けた体制の整備

II がん医療

1 がん医療提供の充実

- 拠点病院間の役割分担の整理と明確化を通じた、拠点病院等における医療提供体制の充実
- 二次保健医療圏内連携体制の構築の推進を通じた、地域の医療機関におけるがん医療提供体制の充実

2 診断された時からの切れ目のない緩和ケアの提供

- 診断時からの経時的な苦痛・つらさの把握と適切な対応の推進、診断時の支援の充実
- 緩和ケアに係る人材育成の充実・強化
- 都民等に対する緩和ケアに関する正しい理解の促進

3 小児・AYA世代のがん医療に特有の事項

- 成人領域と小児領域での連携促進
- 長期フォローアップの推進

4 高齢者のがん医療に特有の事項

- 医療機関と介護事業所等の連携の推進

III がんとの共生

1 相談支援の充実

- がん相談支援センターへのつなぎの促進
- ピアサポーターの提供推進

2 情報提供の充実

- 東京都がんポータルサイトによる効果的な情報発信

3 社会的な問題への対応

- 治療と仕事の両立支援
- 就労以外の社会的な問題への対応（アピアランスケア等）

4 ライフステージに応じた患者・家族支援

- 患者のライフステージ（小児・AYA世代、壮年期、高齢者）に応じた適切な支援等の推進

IV 基盤の整備

- がん登録、がんに関する研究、がん教育の推進

第5章 計画推進のために

- 都や区市町村、都民、医療機関、事業者、医療保険者、教育機関等の役割